規　則

○個人情報保護委員会規則第三号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十九年四月二十七日

個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則

（特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正）

第一条　特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

第二条第一号中「第二十七条第一項第一号から第四号まで」を「第二十八条第一項第一号から第四号まで」に改め、同条第二号中「第二十七条第一項第一号から第六号まで」を「第二十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

第三条中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第四条の見出し中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第一号中「第六条」を「第九条」に、「第四条第一号若しくは第二号」を「第七条第一号若しくは第二号」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第二号中「行政機関個人情報保護法第二条第四項第二号」を「行政機関個人情報保護法第二条第六項第二号」に、「独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項第二号」を「独立行政法人等個人情報保護法第二条第六項第二号」に、「第二条第二項第二号」を「第二条第四項第二号」に改め、同条第六号中「）以外のもの」の下に「並びに法第十九条第八号に規定する条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルであって、当該条例事務関係情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するもの（法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）をいう。）以外のもの」を加える。

第五条第一項並びに第七条第一項、第二項及び第六項中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第八条中「第二十七条第一項前段、第二項前段及び第三項」を「第二十八条第一項前段、第二項前段及び第三項」に改める。

第九条及び第十条中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第十一条中「第二十七条第一項及び第二項」を「第二十八条第一項及び第二項」に改める。

第十二条中「第二十七条第一項第七号」を「第二十八条第一項第七号」に改める。

第十三条中「第二十七条第四項」を「第二十八条第四項」に改める。

第十四条第一項及び第十五条中「第二十七条第四項」を「第二十八条第四項」に、「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第十六条中「第二十七条第四項」を「第二十八条第四項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十五号に基づき同条第十三号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

本則中「第十九条第十二号に準ずるものとして同条第十四号」を「第十九条第十三号に準ずるものとして同条第十五号」に改める。

本則第四号中「条例の規定に基づき当該不服申立て」を「当該不服申立て」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則の一部改正）

第三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の各規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則

本則中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十条第二項の証明書は、別記様式1によるものとし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に、「別記様式2」を「別記様式2」に改める。

別記様式を次のように改め、同様式を別記様式2とする。

別記様式2

第　　号

身分証明書

官職

氏名

年　月　日生

年　月　日交付

写真

上記の者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八条第二項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

個人情報保護委員会　　印

（備考）　1　この用紙の大きさは、縦54mm、横85mmとする。

2　個人情報の保護に関する法律第40条第1項に基づく立入検査を合わせて実施する場合は、同規定を併記する。